

3月は異動が多い時期です

こんなときは年金の届出が必要です

就職、退職、結婚によって、年金の被保険者の種類が変わる場合があります。

届出をしなかったために将来年金が受けられなくなることもあり、必要な届出は忘れずに行いましょう。手続きには、年金手帳、印鑑、退職日などがわかる書類（離職票）が必要です。

問

日本年金機構 武雄年金事務所 ☎(23)0121
 武雄市役所 暮らし部健康課 ☎(23)9135
 山内支所 暮らし課 ☎(45)2906
 北方支所 暮らし課 ☎(36)6020



担当:馬場

こんなときは	届け先	手続き
第1号被保険者・・・自営業者等および学生 第2号被保険者・・・会社員、公務員など 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者		
20歳になったとき	・第1号被保険者→武雄年金事務所、市役所、各支所 ・第3号被保険者→配偶者の勤務先	加入の手続き
会社を退職したとき	・武雄年金事務所 ・市役所、各支所	加入の手続き (被扶養配偶者も同様)
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	・配偶者の勤務先	第3号被保険者への種別変更の手続き
配偶者の扶養からはずれたとき	・武雄年金事務所 ・市役所、各支所	第3号から第1号被保険者への種別変更の手続き
年金手帳をなくしたとき	・武雄年金事務所 (本人確認書類で即日交付可) ・市役所、各支所 (即日交付不可)	再交付の手続き
65歳になったとき	・国民年金期間のみ→市役所、各支所 ・厚生年金期間もあり→武雄年金事務所	老齢年金の受給手続き
死亡したとき	・市役所、各支所	死亡届、遺族基礎年金、死亡一時金などの請求手続き
住所、氏名、支払機関などの変更	・武雄年金事務所 ・市役所、各支所	各変更届

地デジチューナーを給付します

総務省では、経済的な理由等で地上デジタル放送をまだ視聴できない世帯に対して、簡易なチューナー（1台）を無償給付しています。詳しくは、お問合わせください。

●対象

①生活保護などの公的扶助世帯、障がい者のいる市町村非課税、社会福祉施設入居者で『NHK受信料全額免除の世帯』に対する支援

☎0570-03-3840 (Fax) 044-966-8719

②上記①以外の市町村民税非課税の世帯に対する支援

☎23-9121 (政策部秘書広報課) (Fax) 23-3816

こんなアナログテレビも使用できなくなります



今年7月の地デジ完全移行に向け、次のような機器についても地デジ化への対応が必要です。詳しくは、地デジコールセンターまたは、お近くの電気店へお尋ねください。

カーナビのテレビやパソコンのテレビも地デジ化を

今年7月でアナログテレビ放送は終了します

問
 ☎(23)9121
 政策部秘書広報課



担当:池田

地デジに関するお尋ねは
 総務省 地デジコールセンター

☎0570-07-0101

～今年7月24日までに今までのテレビ放送
 (地上アナログ放送)は終了します～